

## 警察庁の行う監察に関する訓令（昭33.7.14 警察庁訓令第14号）

施行 昭33.7.14

改正 昭43.6.15警庁訓8、昭59.6.21警庁訓8、平6.6.29警庁訓8、平10.3.25 警庁訓3、平成12.3.30警庁訓4、平31.3.15警庁訓4

最終改正 平31.4.1警庁訓7

### （この訓令の目的）

**第1条** この訓令は、警察の組織的かつ能率的な運営及び警察規律の振粛に資するため、警察庁の行う監察に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### （監察責任者）

**第2条** 警察庁の行う監察は、次の表の左欄に掲げる監察責任者が、それぞれ同表の右欄に掲げる監察対象部署（監察の対象とする部署をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。

監察責任者	監察対象部署
警察庁長官（以下「長官」という。）	警察庁の内部部局、附属機関及び地方機関並びに都道府県警察
警察庁の附属機関又は地方機関の長（当該地方機関が四国警察支局である場合にあつては、中国四国管区警察局長）	左に掲げるそれぞれの機関
管区警察局長	府県警察

2 監察責任者は、その指名する職員（以下「指名職員」という。）に監察を行わせることができる。

### （監察の種類）

**第3条** 監察は、業務監察及び服務監察とする。

2 業務監察は、業務運営の実態を把握するための監察をいう。

3 服務監察は、服務の実態を把握するための監察をいう。

### （監察実施計画）

**第4条** 長官は、年度開始前に、当該年度の監察実施計画（監察に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第2号）第2条第1項に規定する監察実施計画をいう。以下同じ。）を

作成し、これを国家公安委員会に報告するものとする。

**(監察の実施)**

**第5条** 監察責任者は、監察実施計画に従うほか、警察の能率的な運営又はその規律の保持のため必要があると認めるときに、監察を行うものとする。

**(指名職員に対する資料の提出等)**

**第6条** 指名職員は、職務遂行上必要と認められるときは、監察対象部署の長に対し、説明若しくは資料の提出を求め、又は指定する日時及び場所に所属の職員を出頭させるよう求めることができる。

**(監察実施状況の報告)**

**第7条** 長官は、監察の実施の状況を把握する必要があるときは、監察責任者に対し、当該状況について報告を求めるものとする。

**(監察の結果に基づく措置)**

**第8条** 監察責任者は、監察の結果に基づき、業務の改善等必要な事項を監察対象部署の長に指示するものとする。

附則

この訓令は、昭和33年7月14日から施行する。

附則

この訓令は、昭和59年7月1日から施行する。

附則

この訓令は、平成6年7月1日から施行する。

附則

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附則

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この訓令は、平成31年3月15日から施行する。

附則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。